

デ社第457号
令和7年8月4日

各府省庁担当部局長 殿

デジタル庁デジタル社会共通機能グループ統括官

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に伴う地方公共団体情報システム
から出力される帳票に印字される文字に係る留意事項について

行政機関の各種システムで用いられている文字については、これまで様々な機関等において標準化に係る取組が行われてきたところですが、今般、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）の施行に伴い、原則、令和8年4月1日より地方公共団体情報システム（同法第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で使用する文字セットが標準化されます（別紙1参照）。

これにより、現在、地方公共団体情報システムにおいて用いられている文字セットは、今後、地方公共団体基幹業務システム統一・標準化に伴い、順次、行政事務標準文字に置き換えられ、地方公共団体情報システムから出力される帳票に印字される文字の字形（デザイン）や、移行時期の異なる地方公共団体情報システムから出力される帳票に印字される文字の字形が異なる可能性があります。

文字の標準化は、自治体における文字作成等のコスト抑制やシステム間の互換性確保のために、字形が異なる文字を標準化するもので、字体（漢字の骨組み）を変更するものではないため、標準化前の文字と同一の文字として扱うこととなります（別紙2参照）。

各府省庁におかれましては、地方公共団体の基幹業務のシステム統一・標準化による文字の標準化は、文字の字形の変更であることをご理解いただき、地方公共団体情報システムから出力される帳票以外の帳票や過去に発行された帳票と文字の字形に差異が認められる場合であっても、所管行政における本人確認の場面において、これまでと同様に適切にご対応いただき、本人確認書類の追加提出を求める等の手続が発生しないようお願いします。また、併せて、所管業界や事業者においても同様にご対応いただくよう周知をお願いします。

なお、デジタル庁では、関係府省庁に対し、「マイナンバーカードの普及・利用推進に関する関係省庁連絡会議」の場を通じて、本人確認の場面におけるマイナンバーカードの本人確認書類としての利用に取り組んでいただき、行政手続はもとより、所管業界における民間サービスでも活用がなされるよう取組をお願いしているところです（別紙3参照）。貴担当においても、所管行政における手続について、マイナンバーカードが本人確認書類として位置付けられているか確認をし、確実に位置付けていただくようお願いします。併せて、所管業界や事業者に対して、同様に本人確認書類として明確に位置付けられるよう働きかけをお願いします。

【参考】Q & A

Q：文字の字形が変わったことによって、過去に発行した帳票の有効性がなくなるのか。

A：過去に発行した帳票の有効性がなくなるものではありません。

Q：文字の字形が変わったことによって、当該機関が保有している文字や過去に発行した文字を統一する必要はあるのか。

A：各機関で保有している文字や過去に発行した文字を統一しないこととして差し支えありませんので、各機関でご判断ください。

Q：字形が変わった文字は今後一切使えなくなり、変更後の文字の字形に合わせて、本人が記載する必要があるのか。

A：字形が変わった文字が一切使えなくなるものではありません。行政事務標準文字は、自治体が発行する証明書や印刷物、コンピュータ処理などで使われる文字セットであって、住民の方が同じ文字を使用しなければならないというものではありませんので、書類などに使う文字はこれまで通りに使えます。

Q：文字の字形が変わったことにより、本人から文字の変更の届出が必要となるか。

A：本人から文字の変更を届け出てもらう必要はありません。

Q：文字が変わることは分かったが、字体ではなく字形が変わったことが分かるような対応表のようなものはあるのか。

A：字形の変更に関して、標準化前後の文字の対応表はありませんが、当庁から発出している文字包摂ガイドラインや同定支援ツール等を利用し、各地方公共団体の判断で変更しているものですので、標準化前の文字と同一の文字として取り扱ってください。

Q：「これまでと同様に」とは、どのような対応を指すのか。

A：例えば、住民票においては、「住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付各都道府県知事あて通知）」により、戸籍に記載されている氏名を記載（字体も同一）するとされており、これまででも字形の差異は許容されており、各手続等において適切にご対応いただいたところです。今後、地方公共団体情報システムから出力される帳票に印字される文字の字形が異なる場合にも、これまでと同様に適切にご対応いただくようお願いします。

【連絡先】

デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
データ標準化・品質向上支援担当
メール：jichitai-moji@digital.go.jp

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の概要

(別紙1)

これまでの取組・現状

- 地方公共団体ごとの情報システムのカスタマイズにより、
 - ・維持管理や制度改正時の改修等において、地方公共団体は個別対応を余儀なくされ負担が大きい
 - ・情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない
 - ・住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい等の課題が発生。
- このような状況を踏まえ、**地方公共団体に対し、標準化対象事務(※)について、標準化基準に適合した情報システム（標準準拠システム）の利用を義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律**（令和3年法律第40号）が成立。

※ **2.0業務**（児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金）

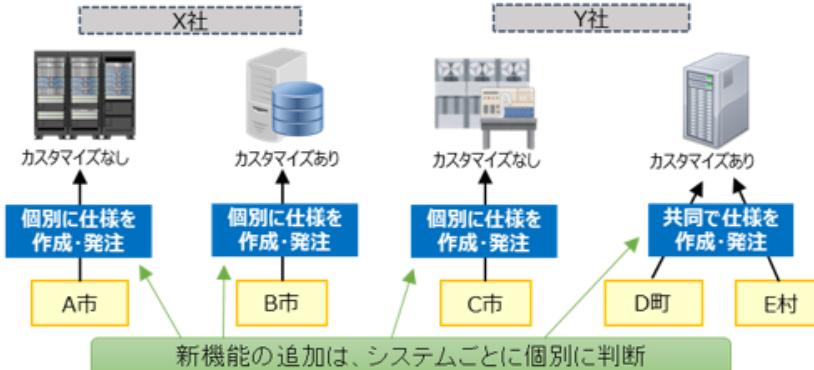
目標・成果イメージ

- 標準化の取組により、人的・財政的な負担の軽減を図り、地方公共団体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築。
- 原則、**令和7年度（2025年度）**※までに、**標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行を目指す。**

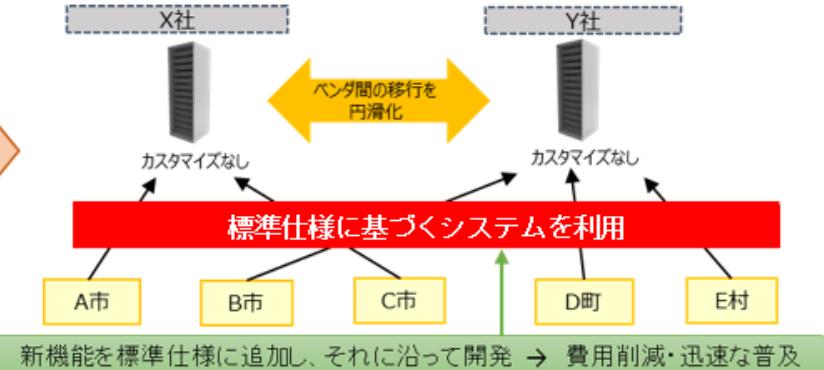
※ 標準化基本方針（閣議決定）において期限を設定

情報システムの標準化イメージ

【標準化前】



【標準化後】



地方公共団体情報システムにおける文字の課題

文字を取り巻く地方公共団体の現状

- 手書きで作成された戸籍にはくずし字や書き癖により様々な文字が存在。戸籍の電子化に際し、そのまま外字として登録
- アイデンティティとして文字を考える国民が一定数存在

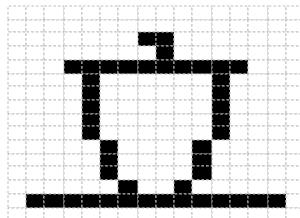
文字を取り巻くシステムの現状

- コンピュータで標準で扱える文字数には制限あり
(スマホ等で扱える文字は約1万文字)

地方公共団体固有の外字、ベンダ固有外字が膨大に (約163万文字)

外字による様々な課題

外字作成コスト



職員・住民の負荷大 (転入時の即時発行できず)



システム選択時の制約 (ベンダーロックイン)



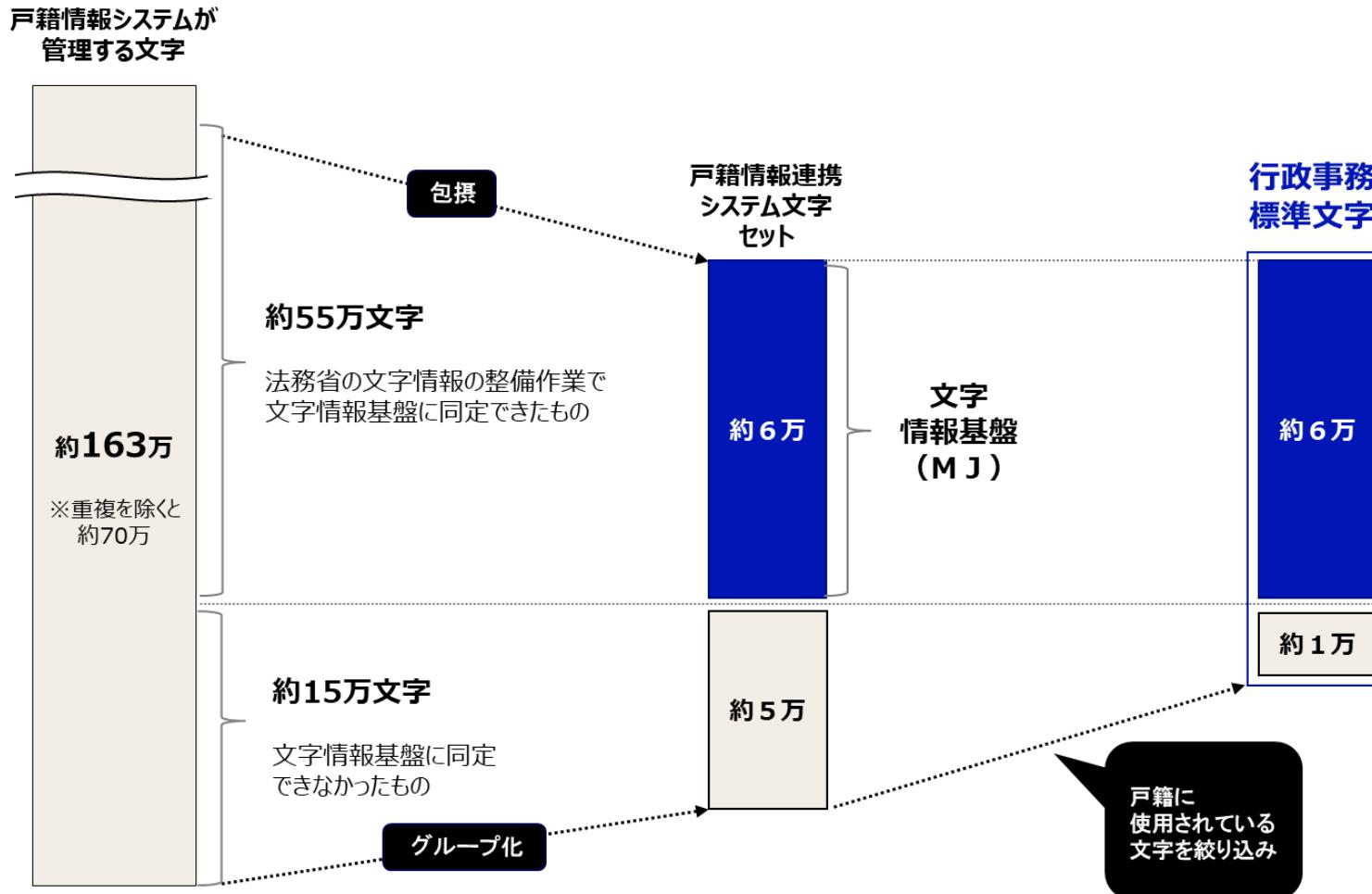
システム間での情報連携を阻害 (文字化け)



文字作成等のコスト抑制や互換性確保のために文字の標準化が必要

(参考) 行政事務標準文字の策定

データ管理やシステム間の情報連携を容易にし、行政事務の効率化と住民サービスの向上を図るため、
デジタル庁で行政事務標準文字を策定。



詳細:「デジタル庁HP 地方公共団体情報システムにおける文字の標準化」
(https://www.digital.go.jp/policies/local_governments/character-specification)

帳票に印字される文字の字形の変更について

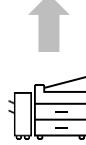
(別紙2)

地方公共団体情報システムの氏名等の文字を、行政事務標準文字とする。
文字の標準化後は、帳票に印字される文字も行政事務標準文字となる。

文字の標準化のイメージ

過去に発行された書類と文字の字形が異なる場合がある

【標準化前】



それぞれ
外字を作成

A市



それぞれ外字を作成

B区



地方公共団体毎に個別の文字セットを利用し、
必要に応じて外字を作成

【標準化後】



A市



B区



同じ地方公共団体の発行する帳票であっても各システムの移行時期の差により文字の字形が異なる場合がある

共通の文字セット（行政事務標準文字）を利用

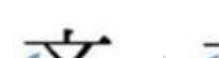
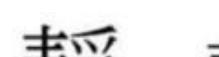
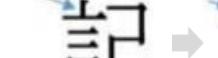
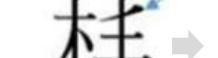
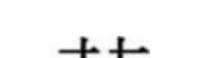
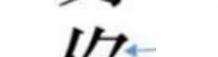
帳票に印字される文字の字形の変更について

具体的な字形の変更イメージ

【細部が変わる例】

上 → 上 
両 → 両 
予 → 予 

【デザイン差で字形が変わる例】

硬 → 硬 
器 → 器 
嶋 → 嶋 
誓 → 訖 
蔗 → 蕎 
佶 → 佶 
亨 → 亨 
朗 → 朗 
菴 → 菴 
蠔 → 蠔 
前 → 前 
猪 → 猪 
梢 → 梢 
爭 → 爭 
形 → 形 
包 → 包 
弥 → 弥 
標 → 壇 
咎 → 畈 
咎 → 畈 
咎 → 畈 
記 → 記 
俛 → 倦 
样 → 桂 
仰 → 仰 
啟 → 啟 
芽 → 芽 
債 → 偵 

※上記は一例であり、ほかにも字形が変わる文字はある。

左側が現在のシステムで使用されている文字、右側が行政事務標準文字となる。デザイン差で字形が変わるのは0.5～1%程度と見込んでいる。

(参考) 文字の標準化の移行期間と経過措置期間について

原則、2025年度末までに文字の標準化に対応したシステム（以下、「標準準拠システム」という。）へ移行が行われる。ただし、2026年度以降に標準準拠システムに移行する地方公共団体もある。また、文字の標準化については経過措置がある。

【原則】戸籍等システム以外のシステムは、従来の文字セットを使用することを経過措置として可能とする。この経過措置の期間については、移行の難易度が極めて高いと考えられるシステムの所要の移行完了の期限を目途とし、移行状況等を踏まえ、デジタル庁及び総務省において必要に応じて見直すこととする。

【例外】戸籍等システムは、従来の文字セットを使用することを経過措置として可能とする。

移行期間・経過措置期間イメージ

